

すくすく子育て積金

1. 対象商品	・定期積金
2. ご利用いただける方	・高校1年生以下のお子さんがいる保護者（個人）の方で、かつ、組合員または組合員資格を有する方
3. お預入期間	・2年以上5年以下 ただし、預入期間は対象のお子さんが高校を卒業する年度の年度末を超えない期間となります。
4. 毎月の掛金 (1) 受入方法 (2) 受入金額・単位	・預入期間内の掛金を分割受入れします。 ・1万円以上5万円以下（1,000円単位）
5. 掛込方法	・「にこにこ子育て預金」からの自動振替のみ
6. 利息（給付補てん金） (1) 適用利率 (2) 計算方法	・店頭表示利率+0.10%の利率を適用します。 ・金利情勢の大幅な変化がある場合は取扱いを中止又は適用利率を見直す場合があります。 ・計算単位を1円として預入期間における掛金残高積数に約定利率を乗じて計算を行い、満期日以降に一括して給付契約金をお支払いします
7. 金利情報の入手	・窓口にお問い合わせ頂くか、インターネットのホームページをご覧ください。
8. 税金	・給付補てん金に20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）となります。 平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
9. 中途解約時の取扱	・原則として中途解約できません。やむを得ず満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利率×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。）
10. 確認書類	・契約者の本人確認書類及びお子さんの本人確認書類
11. 確認方法及び確認項目	・契約者の本人確認書類及びお子さんの本人確認書類と当組合所定の「申告シート」の提出を受け、本人確認書類と照合のうえ対象となるお子さんの生年月日を確認するものとします。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、 <u>お取引のある営業店または下記の窓口</u> にお申し出ください。 【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時

	<p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://yamachuu-ca.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：０２２－２２３－１００５） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受 付 時 間：午前９時～午後５時 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－１ （全国信用組合会館内）</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または、当初契約時の店頭表示金利（年３６５日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。
14. その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・一世帯で高校生１年生以下のお子さんの人数分までお申し込みする事ができます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・証書式のみのお取り扱いとなります ・預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。

令和2年4月1日現在